

幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース

第66号



2022年4月1日から、**成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます**

成年年齢の引き下げ

成年年齢が18歳になると、18歳、19歳の人は、親の同意がなくても一人でさまざまな契約ができるようになります。

- 携帯電話を購入する。
- クレジットカードを作成する。
- 一人暮らしのためのアパートを借りる。
- ローンを組んで自動車を購入する。

このようなことができるようになります。

一方、簡単に契約を取り消すことができなくなるため、社会経験の不十分な18歳、19歳の消費者トラブルの増加が懸念されています。

こうしたことから、高校生はもとより小中学生のうちから消費生活に係る知識を身に付けておくことが大切です。



未成年者契約の取り消し

未成年者は、判断能力の未熟さによって悪質業者のターゲットにされやすいため、民法で独自の保護制度が設けられており、法定代理人（親権者または後見人の同意がない契約は取り消すことができます。

契約の取り消しをする、契約は初めからなかったことになるため、支払いの義務がなくなり、支払った代金の返還請求ができます。

また、取り消しは未成年者本人からでも法定代理人からでもできます。取り消しの意思表示は口頭でも有効ですが、後からのトラブルを防ぐため、ほか書きなどの書面で通知しましょう。（書き方についてはお問い合わせください。）

ただし、
● お小遣いの範囲の少額な契約の場合

● 「成年である」「両親の同意を得た」など偽って契約した場合

● 結婚の経験がある場合

このような場合は契約を取り消すことができません。

消費生活に関する相談やトラブルは、消費生活センターを気軽にご利用ください。

相談事例紹介 配置薬の訪問販売トラブル

今月の相談

数日前、ある配置薬販売事業者の販売員が「薬を置かせて欲しい」と自宅にやって来たら「置かないと何度も断ったが、「置くだけでいいから」としつこく勧誘してきたので、根負けして契約してしまった。解約できるか。」

ご相談ケースは訪問販売で契約して8日以内で商品を開封していなかったため、クーリング・オフ（一定期間無条件の契約解除）をすることができました。（開封したものはクーリング・オフができません。）

最近でも、配置薬の訪問販売に関する相談は全国的に後を絶ちません。主な相談は勧誘時のトラブルについてですが、中には定期訪問の際に高額な健康食品やサプリメントを勧められたというものもあります。

販売員が訪問したら、まずはなるべく玄関のドアを開けずに対応し、必要がなければきっぱりと断りをするのが大切です。販売員からさらに詳しく話を聞くときは、身分証を確認し、後日連絡が必要になるときのために名刺をもらうか連絡先をメモしておきましょう。また、断っても販売員が薬を置いていつてしまったら、販売業者に速やかに連絡をしましょう。

なお、配置薬を契約すると、消費者に保管義務が生じます。そのため、長期間使用していない商品でも勝手に処分してしまうと代金を請求されます。販売員がしばらく訪問していなくても自分の判断で処分せず、販売業者に連絡しましょう。

配置薬に関するお困り事がありましたら、消費生活センターにご相談ください。



問 幕別町消費生活センター（☎055-5800）

| 地区 | 相談受付 | 場所 |
|----|-----------------------------------|----------------------|
| 幕別 | 火曜・木曜 | 幕別町役場 1階相談室 |
| 札内 | 月曜～金曜 | 札内コミュニティプラザ 消費生活センター |
| 忠類 | 第2・4水曜 | 忠類コミュニティセンター |
| | 午前9時～午後4時 (札内:第1・3・5水曜は午後7時まで) | |

見守り 新鮮情報

突然、**警告**がパソコン画面いっぱいに表示された。慌てて表示された連絡先に電話すると「パソコンが汚染されており、緊急を要する。電話を切らずに**プリペイド型電子マネー**で2万円を**支払え**」と指示された。すぐに

コンビニで2万円分購入し、番号を伝えたが「番号が間違っている。**再度**2万円分**購入**してきて」と言われ、再度購入し番号を伝えた。翌日「さらに2万円支払えば4万円返金する」と意味の分からないことを言われた。

(60歳代 女性)



©Kurosaki Gen

偽警告表示 プリペイド型電子マネーで 支払わせる手口に注意

ひとこと 助言

番号を
伝えないで



見守るくん

- プリペイド型電子マネー（以下「電子マネー」という。）での支払いを指示する詐欺的な手口として「パソコンやスマートフォンに突然偽の警告画面を表示して慌てさせ連絡させる」というものが出てきています。
- カード番号だけで利用できる電子マネーは、番号を一度相手に伝えてしまうとお金を取り戻すことは非常に困難です。絶対に番号を伝えてはいけません。
- セキュリティ対策には、あらかじめ信頼できるセキュリティソフトをインストールしておく等の対応を行い、見慣れない警告画面の指示に従ってはいけません。
- 対処に困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等（消費者ホットライン188）や、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の情報セキュリティ安心相談窓口にご相談したり、IPAのホームページを参考にしたりしましょう。

独立行政法人情報処理推進機構（IPA） 情報セキュリティ安心相談窓口

電話：03-5978-7509

受付時間：10:00～12:00 13:30～17:00 土曜日曜日・年末年始は除く

メールアドレス：anshin@ipa.go.jp